

正誤表

資料2 川西市地域防災計画（地震災害対策計画編） 新旧対照表 11ページ
 （風水害等対策計画編） 新旧対照表 14ページ

【誤】

頁	修正前	修正後	根拠
地震 41 風水 36	<p>第1章 防災基盤の整備 第10節 避難体制の整備</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に避難を余儀なくされた住民を安全な場所へ誘導、収容し、人的な被害を防止する体制の整備を図る。</p> <p>1 、（省略） 7 （新設）</p>	<p>第1章 防災基盤の整備 第10節 避難体制の整備</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に避難を余儀なくされた住民を安全な場所へ誘導、収容し、人的な被害を防止する体制の整備を図る。</p> <p>1 、（省略） 7 8 <u>原子力災害に係る広域避難に対する備え</u> <u>原子力災害に係る福井県からの広域避難については、平成26年3月に関西広域連合において「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」が策定され、福井県おおい町からの広域避難者を本市で受入れることとなっている。</u> <u>避難手段の確保やスクリーニング実施体制等の課題が残されているため、今後、対策の早期具体化を国、関西広域連合、兵庫県、福井県等に対して要請し、本市における体制を整備する。</u></p>	<p>原子力災害に係る広域避難対策を新規記載</p>

【正】

頁	修正前	修正後	根拠
地震 41 風水 36	<p>第1章 防災基盤の整備 第10節 避難体制の整備</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に避難を余儀なくされた住民を安全な場所へ誘導、収容し、人的な被害を防止する体制の整備を図る。</p> <p>1 、（省略） 7 （新設）</p>	<p>第1章 防災基盤の整備 第10節 避難体制の整備</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に避難を余儀なくされた住民を安全な場所へ誘導、収容し、人的な被害を防止する体制の整備を図る。</p> <p>1 、（省略） 7 8 <u>原子力災害に係る広域避難に対する備え</u> <u>原子力災害に係る福井県からの広域避難については、平成26年3月に関西広域連合において「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」が策定され、福井県おおい町からの広域避難者を本市で受入れることとなっている。</u> <u>避難手段の確保や避難退域時検査及び簡易除染実施体制等の課題が残されているため、今後、対策の早期具体化を国、関西広域連合、兵庫県、福井県等に対して要請し、本市における体制を整備する。</u></p>	<p>原子力災害に係る広域避難対策を新規記載</p>

正誤表

【誤】

頁	修正前	修正後	根拠						
63	<p>第3章 備蓄体制等の整備 第1節 非常用物資の備蓄 第2款 食糧</p> <p>1 (省略) 2 (省略) 3 備蓄食糧の数量 備蓄食糧の数量は、コミュニティ域又は小・中学校区レベルで被災者の1日分相当量を現物で備蓄し、さらに市域レベルで1日分相当量を現物又は流通在庫で備蓄するよう努める。 また、乳幼児、高齢者、医療施設・社会福祉施設の入所者等にも配慮する。</p> <p>(1) 備蓄量の目安</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>備蓄量の目安(食)</th> <th>想定地震</th> <th>避難者数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>139,479</td> <td>六甲・淡路島断層帯地震</td> <td>46,493</td> </tr> </tbody> </table>	備蓄量の目安(食)	想定地震	避難者数(人)	139,479	六甲・淡路島断層帯地震	46,493	<p>第3章 備蓄体制等の整備 第1節 非常用物資の備蓄 第2款 食糧</p> <p>1 (省略) 2 (省略) 3 <u>備蓄目標</u> 備蓄食糧の数量は、コミュニティ域又は小・中学校区レベルで被災者の1日分相当量を現物で備蓄し、さらに市域レベルで1日分相当量を現物又は流通在庫で備蓄するよう努める。 また、乳幼児、高齢者、医療施設・社会福祉施設の入所者等にも配慮する。 <u>備蓄目標については、想定地震の建物被害による最大避難者数約46,000人の内、家屋の全壊や消失により食糧等の備蓄品を持ち出すことができない避難者を約30,000人として想定し、1日3食分を目標として、最低限の現物備蓄として備蓄を行う。</u></p>	備蓄の考え方の整理による修正
備蓄量の目安(食)	想定地震	避難者数(人)							
139,479	六甲・淡路島断層帯地震	46,493							

【正】

頁	修正前	修正後	根拠						
63	<p>第3章 備蓄体制等の整備 第1節 非常用物資の備蓄 第2款 食糧</p> <p>1 (省略) 2 (省略) 3 備蓄食糧の数量 備蓄食糧の数量は、コミュニティ域又は小・中学校区レベルで被災者の1日分相当量を現物で備蓄し、さらに市域レベルで1日分相当量を現物又は流通在庫で備蓄するよう努める。 また、乳幼児、高齢者、医療施設・社会福祉施設の入所者等にも配慮する。</p> <p>(1) 備蓄量の目安</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>備蓄量の目安(食)</th> <th>想定地震</th> <th>避難者数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>139,479</td> <td>六甲・淡路島断層帯地震</td> <td>46,493</td> </tr> </tbody> </table>	備蓄量の目安(食)	想定地震	避難者数(人)	139,479	六甲・淡路島断層帯地震	46,493	<p>第3章 備蓄体制等の整備 第1節 非常用物資の備蓄 第2款 食糧</p> <p>1 (省略) 2 (省略) 3 <u>備蓄目標</u> 備蓄食糧の数量は、コミュニティ域又は小・中学校区レベルで被災者の1日分相当量を現物で備蓄し、さらに市域レベルで1日分相当量を現物又は流通在庫で備蓄するよう努める。 また、乳幼児、高齢者、医療施設・社会福祉施設の入所者等にも配慮する。 <u>備蓄目標については、想定地震の建物被害による最大避難者数約46,000人の内、家屋の全壊や焼失により食糧等の備蓄品を持ち出すことができない避難者を約30,000人として想定し、1日3食分を目標として、最低限の現物備蓄として備蓄を行う。</u></p>	備蓄の考え方の整理による修正
備蓄量の目安(食)	想定地震	避難者数(人)							
139,479	六甲・淡路島断層帯地震	46,493							

正誤表

資料2 川西市地域防災計画（地震災害対策計画編） 新旧対照表 25ページ
 （風水害等対策計画編） 新旧対照表 32ページ

【誤】

頁	修正前	修正後	根拠
地震 145	第7章 救援・救護活動計画 第1節 避難計画 第5款 広域避難（広域一時滞在）	第7章 救援・救護活動計画 第1節 避難計画 第5款 広域避難（広域一時滞在）	原子力災害に係る広域避難対策を新規記載
風水 168	1 県内における広域一時滞在（省略） 2 県外における広域一時滞在（省略） 3 県内他市町や他都道府県からの広域一時滞在の受け入れ（省略）	1 県内における広域一時滞在（省略） 2 県外における広域一時滞在（省略） 3 県内他市町や他都道府県からの広域一時滞在の受け入れ（省略） 4 原子力災害に係る広域避難対策 <u>原子力災害に係る福井県からの広域避難については、平成26年3月に関西広域連合において「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」が策定され、福井県おおい町からの広域避難者を本市で受入れることとなっている。</u> <u>避難手段の確保やスクリーニング実施体制等の課題が残されているため、今後、対策の早期具体化を国、関西広域連合、兵庫県、福井県等に対して要請し、本市における体制を整備する。</u>	

【正】

頁	修正前	修正後	根拠
地震 145	第7章 救援・救護活動計画 第1節 避難計画 第5款 広域避難（広域一時滞在）	第7章 救援・救護活動計画 第1節 避難計画 第5款 広域避難（広域一時滞在）	原子力災害に係る広域避難対策を新規記載
風水 168	1 県内における広域一時滞在（省略） 2 県外における広域一時滞在（省略） 3 県内他市町や他都道府県からの広域一時滞在の受け入れ（省略）	1 県内における広域一時滞在（省略） 2 県外における広域一時滞在（省略） 3 県内他市町や他都道府県からの広域一時滞在の受け入れ（省略） 4 原子力災害に係る広域避難対策 <u>原子力災害に係る福井県からの広域避難については、平成26年3月に関西広域連合において「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」が策定され、福井県おおい町からの広域避難者を本市で受入れることとなっている。</u> <u>避難手段の確保や避難退域時検査及び簡易除染実施体制等の課題が残されているため、今後、対策の早期具体化を国、関西広域連合、兵庫県、福井県等に対して要請し、本市における体制を整備する。</u>	